

消費生活センターだより

パソコンに表示される警告メッセージにご注意！

「パソコンにウィルスの侵入が確認されました。セキュリティソフトをダウンロードしてください」と表示され、クリックすると有料登録画面になった。料金を支払うため、クレジットカード番号を入力して登録をし、セキュリティソフトをパソコンに入れた。しかし、同じ警告メッセージが表示される。



アドバイス

- ・警告メッセージは、本当の危険やエラー等を知らせるものとは限りません。
- ・消費者の不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性があります。
- ・信頼できる表示かどうか分からない場合は、クリックしないようにしましょう。

ネットで注文した商品が届かない！

ネットで激安のブランドバッグを注文し、指定された口座に代金を振り込んだ。「入金を確認したので、発送する」とメールがあったが、商品が届かない。問い合わせのメールをしても返信がない。サイトには電話番号や住所の記載がなく、よく見てみると日本語の表現がおかしいところもある。どうしたらよいだろうか。



アドバイス

- ・事業者の住所や連絡先が記載されていない、極端に安い、不自然な日本語である、支払い手段が銀行振り込みしかないという場合は注意してください。
- ・消費者庁のHPで模倣品の販売が疑われる海外ウェブサイトが紹介されているので確認してください。

お気軽に

鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談ください

TEL:047-445-1141 (市役所代表)

⇒裏面に続きます。

使用中の古い扇風機に御注意ください

製造から長期間経過した扇風機で、火災事故が発生しています。長期使用により電気部品が経年劣化し、出火するおそれがあります。異常を感じたら直ちに使用を中止（電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜く）して、製造事業者や販売店に連絡してください。扇風機を片付ける際には、製造年などを確認し、古い扇風機については買い替えをお勧めします。



電気用品安全法

長期使用製品安全表示制度が制定され、2009年4月以降に製造された製品には、製品本体及び取扱説明書に「**製造年**」、「**設計上の標準使用期間**」および「**注意喚起文**」が表示されています。

表示の無い製品は、型式より製造時期を製造事業者にお問い合わせを確認ください。

	<p>【製造年】 20XX 年 【設計上の標準使用期間】 △△年 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。</p>
---	---

例 扇風機(リビング扇)

